

16歳以上の方! ↑

自転車の交通違反に

反則金!

※令和8年4月1日から

青切符(反則通告制度)とは?

軽微な交通違反をしたとき、「反則金」を納めれば刑事手続に移行しないで事件が終了される。

青切符…見本



即!! 青切符交付の対象となる違反の一例

携帯電話使用等(保持)	遮断踏切入り	自転車制動装置不良
<p>ながらスマホ (通話・画像注視)</p>  <p>反則金 12,000円</p>	<p>・警報器が 鳴っている間 ・遮断機が 閉じようとして いるとき</p>  <p>反則金 7,000円</p>	<p>・ブレーキなし ・ブレーキ故障 (前輪又は後輪でも)</p>  <p>反則金 5,000円</p>

刑事手続 赤切符交付の重大な違反の一例 違反により交通事故を起こした場合も

飲酒運転	あおり運転	ながらスマホで 交通の危険を生じさせた
<p>アウト!</p> <p>罰則 酒酔い 5年以下の拘禁刑又は 100万円以下の罰金 酒気帯び 3年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金</p> 	<p>アウト!</p> <p>罰則 3年以下の拘禁刑 又は50万円以下の 罰金</p> 	<p>アウト!</p> <p>罰則 1年以下の拘禁刑 又は30万円以下の 罰金</p> 

茨城県警察・茨城県・茨城県教育庁・自転車二輪自動車商協同組合

出典：茨城県警察 HP「自転車への交通反則通告制度の導入」

< https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a02_traffic/jikoboushi/documents/r8cycle_flier.pdf >

(2026/02/25 アクセス)

こんなケースは **基本的には現場で指導警告ですが…**
青切符交付の対象になります。

ケース1 違反を行う → 交通事故の危険が高まる → 青切符交付の対象



歩道徐行等義務違反

反則金
3,000円

交通の危険を生じさせるとは？
歩行者を立ち止まらせるなど、歩行者の通行を妨げることをいう。

歩道を通りできる場合



- ・道路標識・道路標線があるとき
- ・13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方
- ・車道又は交通状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通ることがやむを得ないとき

ケース2 違反を同時に2つ以上 → 交通事故の危険が高まる → 青切符交付の対象



信号無視

反則金
6,000円

どちらの違反が適用される？
交通事故に直接的に関係する違反が適用される。このケースでは、信号無視が適用される。

車道進行時
車道進行時の例外
横断歩道進行時



[車道用信号]に従い、停止線ではまる
[歩行者・自転車専用]の標線があるときは、[歩行者専用信号]に従い、停止線ではまる
[歩行者専用信号]に従い、交差点の直前で止まる

ケース3 指導警告を受ける → 指導警告に従わない → 青切符交付の対象



指定場所一時不停止

反則金
5,000円



右側通行
(通行区分違反)

反則金
6,000円

詳しくはこちらをチェック！



県警ホームページ
自転車のルールブック

自転車保険の加入を！

自転車の交通事故での高額損害賠償事故例も発生しています。

損害賠償額 ▶ **9,521万円**
【自己負担賠償金なし！】

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地裁H25.7.4判決)
万が一に備えて、自転車保険に入りましょう！

ヘルメットの着用を！

自転車の交通事故で亡くなった方は多くは頭部に致命傷を負っています。



頭を守るヘルメットを着用し、命を守りましょう！

自転車運転者講習

信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上検挙され又は、交通事故を起こしたとき、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

受講時間 **3時間**

手数料 **6,150円**

出典：茨城県警察 HP「自転車への交通反則通告制度の導入」

< https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a02_traffic/jikoboushi/documents/r8cycle_flier.pdf >

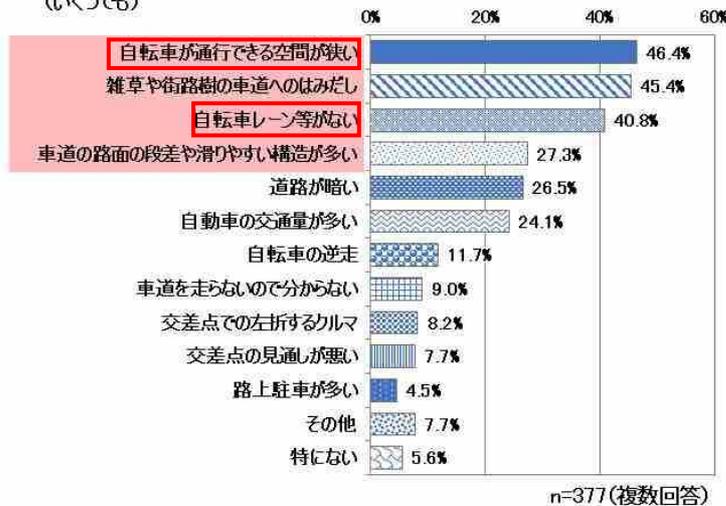
(2026/02/25 アクセス)

本計画策定にあたり、市民（16歳以上）、中学生、市外来訪者に対し、自転車利用に関するアンケート調査（以下、『自転車利用に関するつくば市民アンケート調査（R6）』という。）を実施しています。

調査では、車道通行時、市民（16歳以上）は「自転車通行空間の狭さ」、「雑草や街路樹の車道へのはみだし」、「自転車通行空間がないこと」について、不安・走りにくいと感じています。

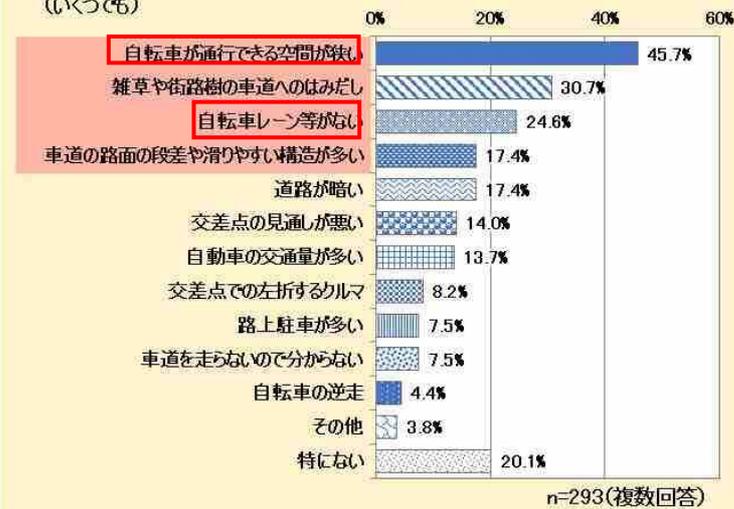
<市民(16歳以上)>

Q: あなたがお住いの地域での道路の左側を自転車で走行する際に不安・走りにくいと感じていることについて教えてください（いくつでも）



<中学生>

Q: あなたがお住いの地域での道路の左側を自転車で走行する際に不安・走りにくいと感じていることについて教えてください（いくつでも）

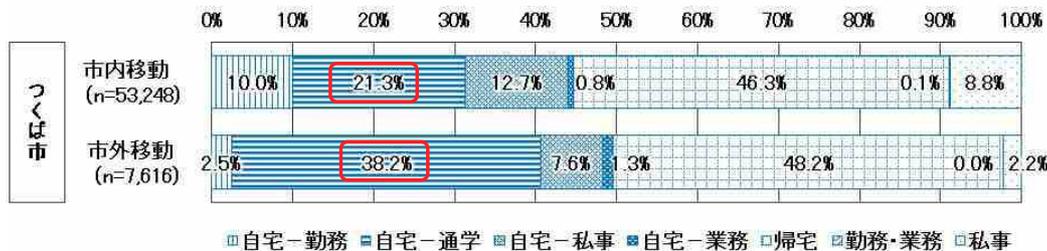


出典：自転車利用に関するつくば市民アンケート調査（R6）

図 2.11 車道走行時の不安

(2) 自転車利用の移動目的

自転車利用の移動目的は、市内移動、市外移動(市内⇄市外)ともに「通学」が最も高く、市内移動の「通学」目的が21.3%、市外移動の「通学」目的が38.2%となっています。



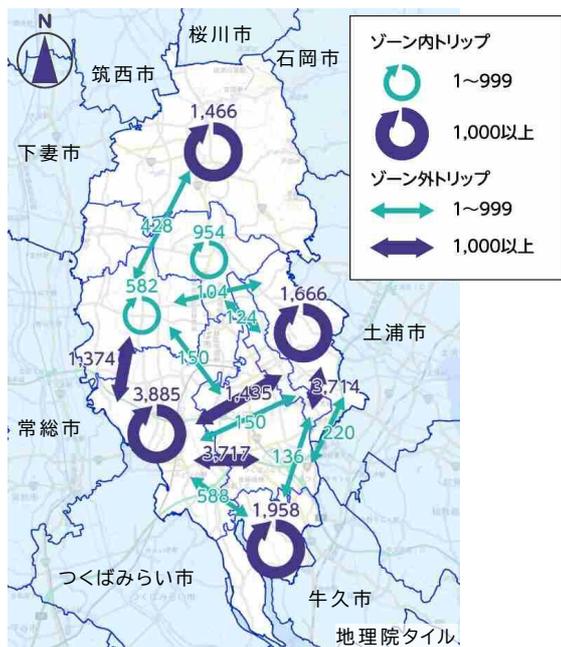
※自宅-勤務、通学、私事、業務：自宅から着目的への移動、帰宅：自宅へ向かう移動

出典：東京都市圏パーソントリップ調査 (H30)

図 2.16 自転車利用者の移動目的

(3) 自転車利用の移動実態

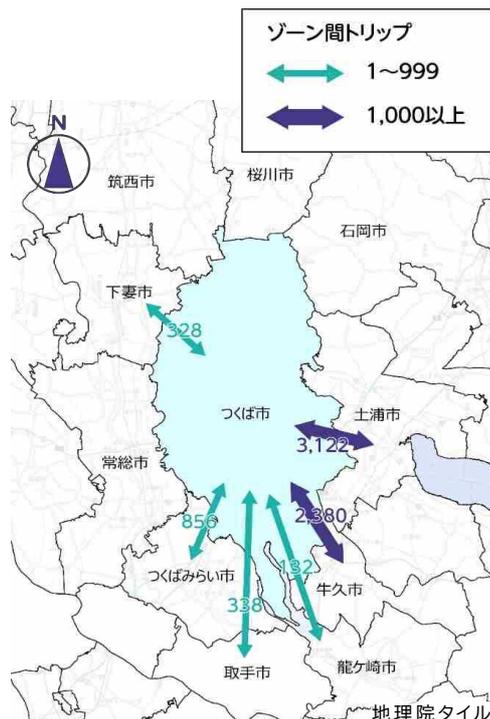
自転車利用の市内移動では、市西部でゾーン内トリップが多くなっています。自転車利用の市外移動では、土浦市、牛久市への移動が多くなっています。



出典：東京都市圏パーソントリップ調査 (H30)
(ゾーン区分は、東京都市圏PT調査の計画基本ゾーン※による)

※計画基本ゾーン：広域における計画単位として、また地域としてのまとまりのある交通計画の単位となるゾーンレベル。

図 2.17 自転車利用の移動実態 (市内移動)



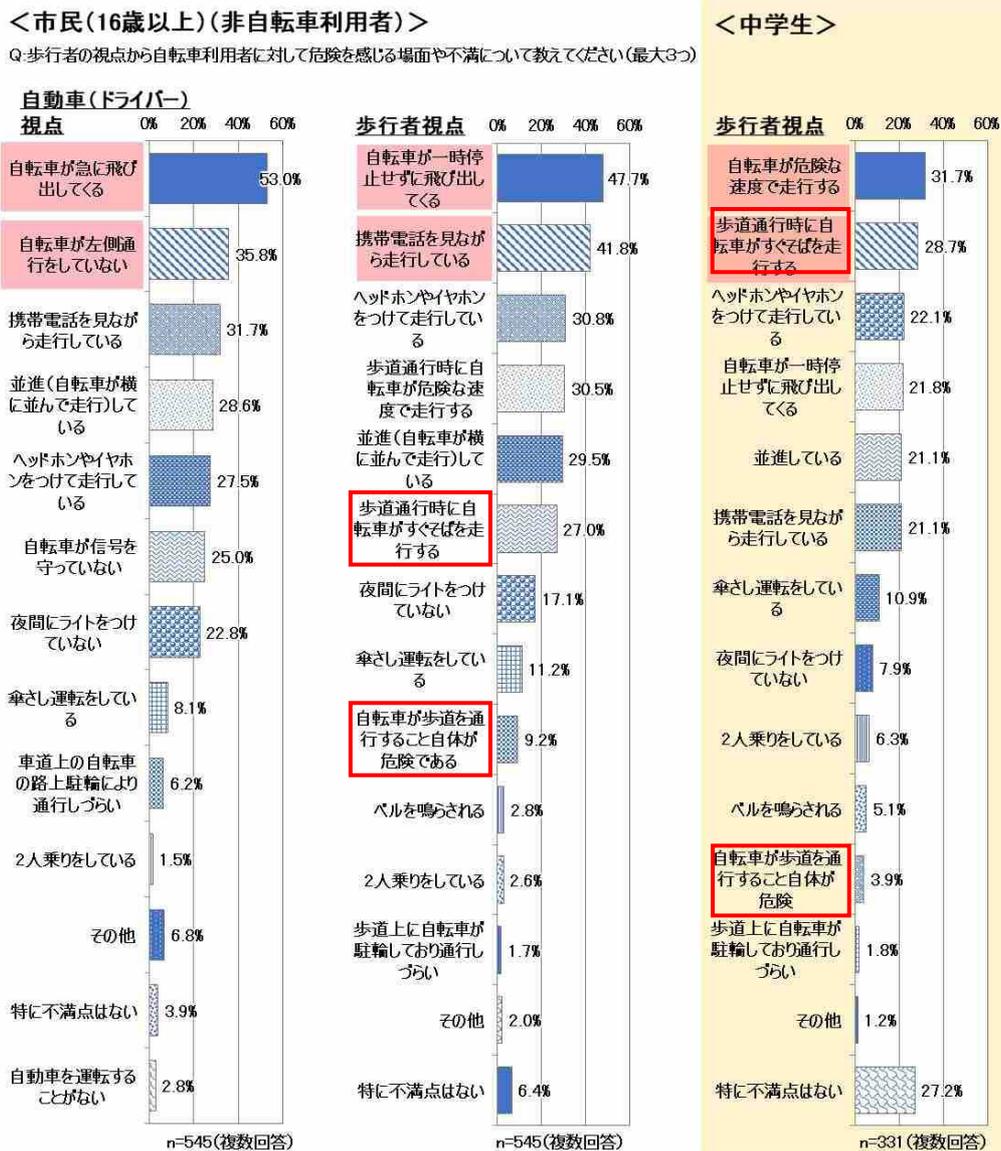
出典：東京都市圏パーソントリップ調査 (H30)

図 2.18 自転車利用の移動実態 (市外移動)

(3) 歩行者視点・ドライバー視点からの自転車への不満

自転車に対し、市民(16歳以上)の歩行者は、「急な飛び出し」や「携帯電話のながら運転」について、ドライバーは、「急な飛び出し」や「左側通行していないこと」について、不満を感じています。

中学生の歩行者は、「自転車が危険な速度で走行する」や「歩道通行時に自転車がすぐそばを走行する」について、不満を感じています。



出典：自転車利用に関するつくば市民アンケート調査 (R6)

図 2.27 歩行者視点・ドライバー視点からの自転車への不満

出典：つくば市 HP 「つくば市自転車活用推進計画」より抜粋

< <https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/128/katuyoukeikaku2.pdf> >

(2026/02/25 アクセス)

※赤枠線は川田記入

スコープ3

施策3 サイクルツーリズムの情報発信・PR

措置3-1 四季折々の体験と連携したサイクリングルートの構築・発信

▶▶▶ 実施内容 ▶▶▶

実施内容	説明
自転車で巡るつくば市周遊モデルコースの構築、発信	季節に応じた楽しみ方や目的地を周遊する自転車ツアーのコースを構築し、特設ホームページを核にSNS発信やツアー催行等を通してPRしていきます。



図 4.18 春のつくば霞ヶ浦りんりんロード



図 4.19 夏の不動峠

▶▶▶ 実施主体・関係主体 ▶▶▶ 市

▶▶▶ 実施工期 ▶▶▶

	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
自転車で巡るつくば市周遊モデルコースの構築、発信	新規					

スコープ4 セーフティ ～安全で快適な通行環境整備と自転車の安全利用の推進～

施策1 自転車通行空間の計画的な整備推進

措置1-1 自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間の整備推進

▶▶▶ 実施内容 ▶▶▶

実施内容	説明
計画的な自転車通行空間の整備	自転車ネットワーク計画や気候市民会議の提言に基づき、路面表示および看板等の設置といった自転車通行空間整備を実施します。



<自転車専用通行帯>
市道認定道路2021号線



<車道混在>
主要地方道土浦境線(学園中央通り)

図 4.20 市内の自転車通行空間の整備状況

▶▶▶ 実施主体・関係主体 ▶▶▶ 市

▶▶▶ 実施工期 ▶▶▶

	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
計画的な自転車通行空間の整備	整備計画の検討	調整・検討	設計・施工・管理			

出典：つくば市 HP 「つくば市自転車活用推進計画」 より抜粋

< <https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/128/katuyoukeikaku3.pdf>

(2026/02/25 アクセス)

※赤枠線は川田記入

つくば市内において、つくば霞ヶ浦りんりんロードのほか、自転車専用通行帯や車道混在の形態で整備された道路、茨城県のいばらき自転車ネットワーク路線に選定された路線等があります。

これらの路線を踏まえて、つくば市における自転車ネットワーク路線を選定します。

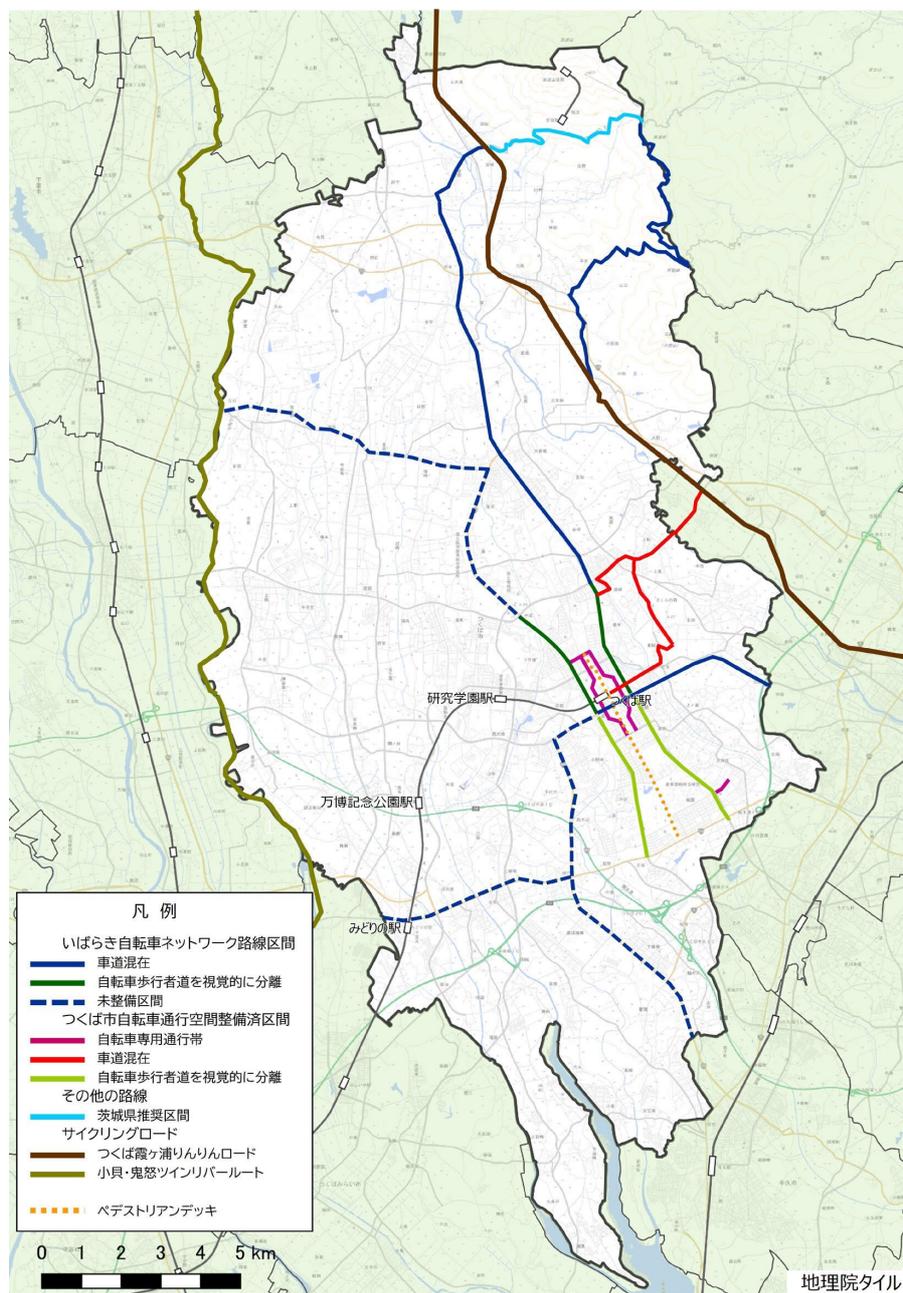


図 5.2 市内の自転車通行空間の整備状況(令和6年11月時点)



(2) 広域周遊観光の推進

重要な自然観光資源である「ヤマ」や「カワ」、「ヌマ」、「ミチ」は、つくば市だけで完結するものではなく、そこには他のまちとの“つながり”があります。市域にとらわれず、近隣都県や周辺自治体との広域的な連携による魅力創出に取り組み、多様な文化、人との“つながり”のある、広域周遊観光の推進に取り組みます。

【主な取組例】

- ヤマ：筑波山地域ジオパークの取組など、周辺自治体と連携することで、筑波山を舞台とした面的な広域周遊観光ルートの整備拡充及び情報発信を推進
- カワ：小貝川等の自然や歴史を活用した広域周遊観光を推進
- ヌマ：牛久沼の水辺を活用した広域周遊観光を推進
- ミチ：つくば霞ヶ浦りんりんロードの活用等、自転車を活用した広域観光を推進
- 茨城県等と連携を図り、新たな広域観光周遊ルートの形成やツアー造成を推進 等

【関係主体】

行政	観光コンベンション協会	観光事業者	交通事業者	商工事業者	研究機関	大学	市民
○	○	○	○	○	○		○



子どもの学習塾代助成

財源 ▶ 青い羽根基金

生活保護または就学援助受給世帯の中学生の学習塾利用にかかる授業料の一部を助成し、子どもたちに学びの機会を提供しています。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
交付決定者数(人)	21	22	21	22	20

■子どもの学習塾代助成金利用終了後アンケート(2025年3月実施)



保護者

学習を日々する習慣が自然と身に付き、勉強した分成績もよくなり、達成感を得ていました。また、それが次へのモチベーションとなり、知識として定着しました。



保護者

知識が増えることがうれしく、探求心のある子どもなので学習塾を利用して本当に良かったと思っています。市に支援していただき感謝しています。ありがとうございました。

居場所づくり支援事業(青い羽根のいえ)

財源 ▶ 青い羽根基金 市一般財源 県補助金 国補助金

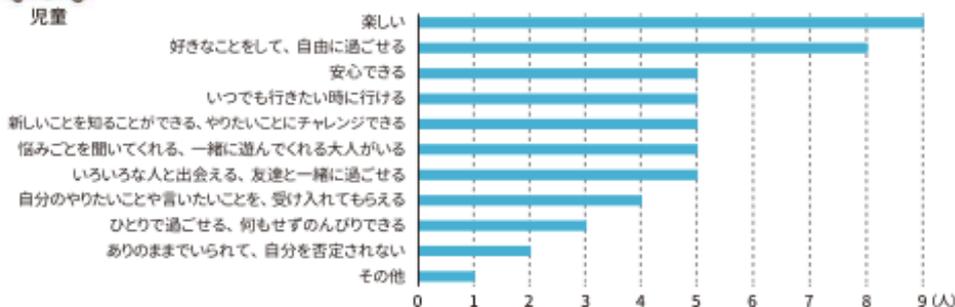
養育環境等に課題を抱える1～9年生に対して安全・安心な居場所の提供を行い、生活習慣の形成や食事の提供、課外活動の提供等の包括的な支援を行っています。

■青い羽根のいえ年度末アンケート(2025年3月実施)



児童

青い羽根のいえは、あなたにとってどのような場所ですか？(有効回答数12)



青い羽根のいえについて、良かった点をお書きください。(有効回答数7)



保護者

スキー旅行など、普段家族では行けない所などに行き、色んな経験ができて良かったと思います。



保護者

子供の悩みをきいてくれた事や、イベントや行事をたくさんできた事です。思い出がいっぱいできた事がなによりも良かったです。



みんなの食堂事業補助金

財源 ▶ 青い羽根基金 市一般財源

みんなの食堂（つくば市版子ども食堂）の実施団体に補助金を交付し、食を通じた居場所づくりを支援しています。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
補助金交付団体数(件)	5	5	7	8	11
延べ利用者数(人)	2,162	3,212	4,233	5,265	6,547



市内のみんなの食堂に関する情報をまとめたマップを発行しています
<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kosodate/oshirase/1008743.html>

地域クラブ活動参加者支援交付金

財源 ▶ 青い羽根基金 市一般財源

生活保護または就学援助受給世帯の中学生の地域クラブ活動参加にかかる費用を助成し、スポーツおよび文化芸術の活動機会の確保を支援しています。

	2023年度	2024年度
交付決定者数(人)	7	19



2025年度の寄附金の活用について

・つくばこどもの青い羽根学習会

2025年4月に1教室を新設し、21教室での実施に拡充しました。市内の様々な地区で事業を実施することにより、保護者の送迎負担を軽減し、通いやすい環境の整備を進めています。

・居場所づくり支援事業（青い羽根のいえ）

2025年7月に1拠点を新設し、2拠点での実施に拡充しました。拠点数を増やすことにより、困難を抱える子どもの受け皿を拡大しています。

・みんなの食堂事業補助金

2025年4月に補助金の限度額を増額しました（月1回開催：5万円／年→6万円／年、月2回開催：10万円／年→12万円／年）。食を通じた地域の子どもと大人の交流の場、居場所を提供する団体に対する支援を拡充しています。

・新たな体験活動事業（新規事業）

家庭環境等による体験機会の格差を是正することをめざして、困難を抱える子どもを対象に文化的体験、社会体験、自然体験のプログラムを提供する事業を創設しました。